

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月10日（水） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員5名）

### 農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、12番 遠藤譲一、  
13番 阿部 進

### 推進委員（5名）

1番 松田隆春、3番 古野 弘、5番 小野弘文、13番 舟越俊茂、  
14番 藤島 勲

- 4 欠席委員（欠員は農業委員1名）  
8番 高崎雅俊

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第12号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動  
の目標の設定等について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第7号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第8号 非農地証明願の届出について

- 6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典  
係長 佐野 史晃  
主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 長 ただ今から令和6年度第4回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。13番 阿部委員、2番 山本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。  
まず議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係長 長 1ページ議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。  
事件番号1番、

【事件番号1 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 問題ありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議長 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 長 事件番号2番、

## 【事件番号2 説明】

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。
- 委 員 問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 譲渡人は市外在住ですが、親族が市内に在住しておられるのですか。また事件番号1番の譲渡人に関しても同様に市内に親族がいるのですか。
- 係 長 事件番号2につきましては、父が市内在住しており、相続により地権者となっているものです。  
事件番号1につきましては、詳しくは不明です。
- 議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。
- 委 員 譲受人は新規就農ですが、しっかり耕作していけるのですか。遊休農地になる可能性もあるのではないかと思います。
- 係 長 家庭菜園的に始めるもので、これから農具等はそろえる予定です。また、田に関しては現状耕作放棄地のようにになっている箇所が多いため、きちんと整備していただくこととなります。  
遊休農地とならないよう、しっかり把握していきます。
- 議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 事件番号3番、

### 【事件番号3 説明】

- 議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見を申し上げます。
- 委 員 相続にあたり、子どもは家を出ているため家ごと購入しているものであり、問題はありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 事件番号4番、

### 【事件番号4 説明】

- 議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見を申し上げます。
- 委 員 問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号4番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番について許可と決定いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 18ページ議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして19ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。  
事件番号1番、

**【事件番号1 説明】**

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号2番、

**【事件番号2 説明】**

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

- 委員 耕作放棄地となっているので、問題ないと思います。
- 議長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 耕作が難しい土地であるので、問題ありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員 申請地をきちんと整えてもらわないと現地確認ができないので、見ることができるようになってください。
- 係長 かしこまりました。
- 委員 計画は出されているが道が実際に確保できない場合もあるので、現地の確認は我々がしなければなりません。そのため、その場で確実に現地確認するのは大事なところだと思います。
- 係長 この案件につきましては県からもご指摘をいただいております。申請者が地権者・近隣の田の持ち主とで、道の拡幅の協議をしております。確約書等が必要になるかもしれないということで話が進んでいる状況です。
- 議長 意見がありましたように、現状を把握しないまま委員会で許可を出すことになってしまうため、きちんと申請地の整備等守っていくように、お願いします。
- 議長 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長 長 次に、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係長 30ページ議案第11号農用地利用集積計画の決定につきまして、31

ページをご覧ください。

こちらは機構からの利用権移転です。

【説明】

次に、32ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

次に34ページをご覧ください。農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

7月分、継続、新規合わせて17筆、面積20,288㎡となっております。以上でございます。

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　最近、15年の利用権設定期間を見ますが、理由はあるのですか。

係 長 　今後機構を通すことになり、手続きが煩雑になることより、期間を長めに設定する方が増えております。

委 員 　手続きが煩雑になることを知らない人も多いので、チラシを作ってながすのがいいのではないのでしょうか。

係 員 　9月に農事組合の会議があるので、そこで配布できるようにしたいと思います。

議 長 　その他、ご質問、ご意見等はございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 　次に、議案第12号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。それでは、事務局説明をお願いします。

係 長 続きまして、35ページ、議案第12号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適活動の目標と設定等についてでございます。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。  
報告第7号、農地法第18条第6項の合意解約、  
報告第8号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 44ページ報告第7号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、  
45ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。  
1番

【説明】

引き続き、46ページ報告第8号 非農地証明願の届出につきまして、  
47ページをご覧ください。  
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。  
事件番号1、

【説明】

議 長 ただ今の事務局からの報告、第7号から第8号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和6年 7月10日 (水)